

会津若松地方広域市町村圏整備組合中間処理施設整備に係る施設整備基本計画 検討委員会設置要綱

平成 26 年 12 月 11 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「組合」という。）が、し尿処理施設、ごみ焼却処理施設、ごみ破碎処理施設・リサイクルセンター（以下「新施設」という。）の施設整備基本計画を策定するに当たり、広く圏域住民及び学識経験者等から意見を求めるため、会津若松地方広域市町村圏整備組合中間処理施設整備に係る施設整備基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、その運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、管理者の依頼に基づき、基本計画策定に関する次に掲げる事項について検討を行い意見をとりまとめ、管理者に報告するものとする。

- (1) 新施設の規模・機能等の処理システムに関すること
- (2) 新施設の配置計画に関すること
- (3) 新施設の環境保全に関すること
- (4) 新施設の景観計画に関すること
- (5) 新施設の運営形態に関すること
- (6) 新施設の余熱利用に関すること
- (7) その他新施設の整備に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 検討委員会は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 廃棄物処理事業に関心を持つ圏域内の公募住民
- (2) 新施設が所在する深川地区及び鍛冶屋敷地区並びに新施設周辺の深川北地区、幕内地区及び二日町地区の代表者
- (3) 会津若松市区長会
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員

2 前条の委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務が終了した時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長及び副委員長を各 1 名置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、組合環境センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。